

# 在京飯田高校同窓会 相談役及び顧問に関する「内規」

本内規は、在京飯田高校同窓会の持続的発展を期するために制定する。

## 1. 相談役

- ・会長を任期満了により、退任した者は原則として「相談役」となる。
- ・相談役は、原則的として、毎回、役員会（幹事会、評議員会をいう）に出席する。

## 2. 顧問

- ・副会長を任期満了により、退任した者は原則として「顧問」となる。
- ・上記-1により、新しく相談役が就任した時には、従来 of 相談役は「顧問」となる。
- ・顧問は、必要に応じて役員会に出席する外、常時、役員からの相談に応じるものとする。
- ・顧問の任期は満80歳に達した後の最初の総会終了時までとし、同総会の終了をもって退任する。但し、退任する顧問であっても、会長、副会長の合意をもって、引き続き顧問を要請できるものとする。
- ・なお、上記顧問の退任についての規定は、本内規制定後、新たに就任する顧問につき適用するものとし、制定時の顧問については「生涯任期」とする。

## 3. 特別顧問

- ・顧問のうち、会長及び副会長の合意により、「特別顧問」の就任を要請することができる。
- ・特別顧問は、原則として、毎回、役員会に出席する。
- ・特別顧問の任期は「生涯任期」とする。

## 4. その他

- ・相談役、特別顧問及び顧問への就任要請は、会長及び副会長の合意に基づくものとする。
- ・相談役、特別顧問及び顧問は、任期中であっても自己都合により退任することができる。
- ・本内規の運営について、疑義が生じた場合は会長及び副会長で協議する。

以上

在京飯田高校同窓会

制定 平成27年12月 1日